

ミツヒロニュース



9月になり、朝夕涼しくなりました。先月、京都の夏を彩る「五山送り火」を見てきました。昔は、京都御所から、全ての送り火を見ることができたそうです。賀茂川の川辺に座り、「大文字」が山肌を描かれるのを見ると、この歴史を400年以上守っている京都の素晴らしさに感動しました。皆さんも、機会があれば、歴史ある京都を楽しんで頂ければと思います。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇金プラチナの売却、課税関係を確認
- ◇医療費負担が高い時
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(18) 「退職にそなえる」
- ◇今月のお勧めセミナー
- ◇あとがき/猫にまたたび?!

金プラチナの売却、課税関係を確認

「国税庁レポート2013」が公表されました。このレポートでは納税者への情報提供や調査・徴収等、国税庁の取組が紹介されており、重点的に取り組んでいる事項の説明、過去の査察調査により把握した隠し財産（現金・金地金）の写真などが掲載されています。

金地金といえば、近年では“純金積立”や“プラチナ積立”などの名目で、一般投資家も手が出しやすい少額積立で投資されている方がいらっしゃいます。

今回は、個人が金やプラチナを売却した場合の課税関係について、確認しましょう。

◆金・プラチナを売却した場合の課税関係

個人が金やプラチナを売って利益が出た場合には、継続的な売買を除き譲渡所得として税金が課税されます。この場合の譲渡所得は、他の所得（不動産所得、事業所得、給与所得等）と合算して課税されます。

譲渡所得の計算は、所有期間に応じて次のように異なります。

1. 取得から売却までの所有期間…5年以下の場合
 - (1) 売却金額 - (取得価額 + 売却費用) = 譲渡益
 - (2) ((1) + 他の譲渡益) - 特別控除50万円 = 課税される譲渡所得の金額
2. 取得から売却までの所有期間…5年超の場合
 - (1) 売却金額 - (取得価額 + 売却費用) = 譲渡益
 - (2) ((1) + 他の譲渡益) - 特別控除50万円 = 譲渡所得の金額
 - (3) (2) × 1/2 = 課税される譲渡所得の金額

例、売却金額200万円、取得価額100万円、売却費用0円の場合

{200万円 - (100万円 + 0円) - 50万円} × 1/2 = 25万円

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

前頁1.と2.両方ある場合の特別控除50万円は、まず前頁1. から控除していき、両方あわせて50万円が限度です。また、純金積立等の定額購入システムでは、所有期間は先に取得したのから先に売却する先入先出法で判定し、取得価額は総平均法に準ずる方法により計算します。

譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とされています。金地金等に係る譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は、原則として、譲渡した金地金等の「個別の取得価額」によることとなります。ところが、この個別の取得価額のデータを逸失しているケースが多々見受けられます。

もちろん、取得価額が不明な場合に適用が認められる、いわゆる概算取得費5%で譲渡所得を計算することも可能です。ただ、昨今の相場の5%を下回る価額で金地金等が取得されていた過去例はありません。

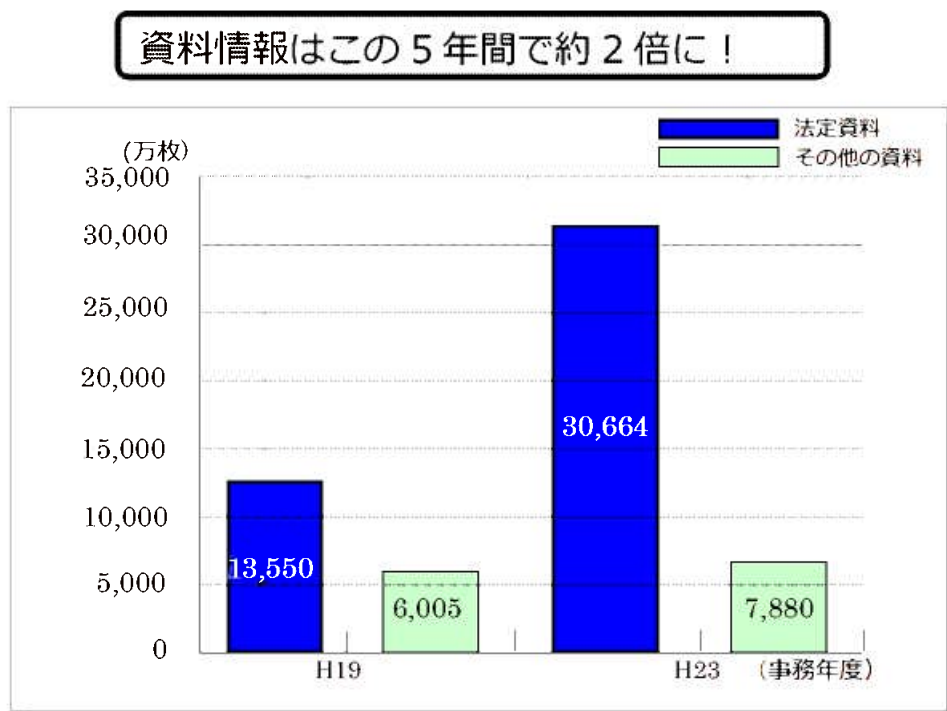
対応策として、インゴット等に刻された製造番号で製造年が把握できる場合などは、取引業者に売却した金地金等の製造番号と製造年について証明をもらい、その年の取引平均価額表等を入手して取得価額を計算する方法等は有効と考えられます。その際には、課税庁側と事前相談するなど、柔軟な対応が必要となります。

もし、金やプラチナを継続的に売買している場合には、上記の譲渡所得ではなく、事業として行えば事業所得、そうでなければ雑所得となります。この他、金投資口座や金貯蓄口座などから得た利益は、一律20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されて課税が終了します。

なお、200万円を超える金やプラチナ等の売却は、資料が税務署へ提出されます。このような各種法定資料が年間3億枚【下記・図1】に達している、と先のレポートで紹介されていました。

また、近年の経済取引の国際化、高度情報化、広域化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引など、的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集に取り組んでいます。

【図1】資料情報の収集枚数



『医療費負担が高い時』

◆高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額が一定額を超えた場合にその超えた額が支給される制度を高額療養費制度と言います。負担の上限額は年齢と所得で異なっています。但し入院時の食事代や差額ベッド代、訪問看護料等は対象にはなりません。

計算の基礎となる一部負担金は次のように合算されます。

- ①被保険者とその被扶養者ごと
- ②月ごと（暦日単位）
- ③医療機関ごと
- ④医科診療、歯科診療ごと
- ⑤入院・通院ごと



◆多数該当や世帯合算

医療を受けた直近の12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合（多数回該当）には4回目から負担の上限がさらに引き下がります。

又、1人の窓口負担では高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯の他の人で同じ医療保険に加入している人の受診についても窓口で其々支払った自己負担額を1ヶ月（暦日）単位で合算する事が出来ます。その合算額が一定額を超えた時は超えた分が高額療養費となり支給されます。

◆負担の上限額は所得と70歳以上か未満か

①70歳未満の方の自己負担額

上位所得者：15万円+（医療費-50万円）×1%
上位所得者とは標準報酬月額53万円以上
一般：80,100円+（医療費-267,000円）×1%
低所得者（住民税非課税の方）：35,400円

②70歳以上の方の自己負担額

現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上）：外来44,400円
1月の上限80,100円+（医療費-267,000円）×1%
一般：外来12,000円、1月の上限44,400円
低所得者：外来8,000円 1月の上限年金受給額80万円以下の方は15,000円、それ以外は24,600円

◆限度額適用認定証の申請

現在高額療養費は入院等で一月の窓口負担が自己負担額以上になった場合でも事前申請して、認定証を医療機関に提示しておくことで一旦でも限度額以上を払う必要はなくなります。これは外来診療であっても入院とは別計算ですが同じ取り扱いとなります。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 18. 「退職にそなえる」

まだ引退を考えていない社長であっても、いつかは引退する、もしくは、何かあった場合に引退せざるを得ないリスクは、経営上いつも考慮しておかなければなりません。

そこで今回は、**社長の退職金額の設定について、税務上の注意点を説明**します。

退職金は毎月受け取る給料（役員報酬）と違い、かなり高額になります。退職金で老後の生活等を支えることもあり、税務上の課税は、給料よりも退職金の方が優遇されています。

ここで問題になるのは、退職金の金額設定。

高い金額を支給してしまうと、税務調査で「この退職金は高いです！」と言われてしまうことです。

それではまず、役員退職金額の算定式を説明します。

税法上、損金算入が認められる役員退職金額は、一般的に下記の算式が用いられます。

役員退職金額 = ①在任年数 × ②功績倍率 × ③最終報酬月額

この式を解説すると、「①在任年数」は役員としての在任年数です。長ければ長いほど、会社に貢献したということで、退職金の額は増えることとなります。もちろんこの期間は操作できるものではありません。

「②功績倍率」とは、あまり聞きなれない言葉ですが、社長でいえば「3」が目安となります。そして最後の「③最終報酬月額」。これはその名の通り、引退するときの最後の月額報酬です。

例えば、役員としての在任年数が20年で、功績倍率を3、最終月額報酬が100万円という場合は、退職金を6,000万円位まで出しても、税務調査では問題にならないであろう。というわけです。

以上のように、**役員報酬月額が、退職金の限度額を算出する際の基準**となっている事が、お分かり頂けたと思います。従って、役員報酬の金額を変更される場合には、**退職時期も含めて、慎重に検討**されることをお勧めします。

参考文献： ■Mykomon ■ゆりかご倶楽部

今月のお勧めセミナー

第4回 税務会計セミナー

「交際費の税務ポイント Q&A」を開催します。

今回は、税務調査で狙われる交際費と隣接費用の上手な区分など重点項目について、事例をあげながら解説いたします。是非、ご参加下さい。

(セミナー概要は、別紙案内[9月開催が1-11(桜色)]をご覧ください。)

あしがき 最近、産直市にはまっている下田です。訪れた先で、その土地の特産品を見つけるのが楽しみのひとつで、車で出かける時には、必ずクーラーボックスを持って行きます。この夏に買った、ちょっと変り種は「またたび」です。「猫にまたたび」って聞くけれど?! 語源は、「旅人が疲れ果てて倒れたとき、この実を食べてまた旅を続けた」ことに由来するそうで、効能は、鎮痛、利尿、血行促進、強壯、消炎、健胃など。さっそく「またたび酒」を作りました。半年後には熟成! 冬には飲める! 楽しみです。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営者針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

